

福岡県移動介護従業者養成研修事業実施要綱

1 目的

この事業は、全身性障害者（児）及び知的障害者（児）（以下、「全身性障害者等」という。）の多様な支援ニーズに対応したサービスを提供するため、居宅介護等従事者等による外出時の移動の介護に関する適切な知識及び技術の習得を図るものである。

これによって、全身性障害者等の社会参加を促進し、障害者福祉の増進に資することを目的とする。

2 事業の実施

知事は、県内において、社会福祉法人、学校法人、その他法人が行う類似の研修のうち、別に定める要件を満たすものを移動介護従業者養成研修事業として認定し、本事業を実施する。

3 研修カリキュラム及び研修期間

(1) 本研修は、全身性障害者研修課程、知的障害者研修課程の2課程とし、受講カリキュラムについては、別紙のとおりとする。

ただし、県は地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することがある。

(2) 各課程の受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課程	受講対象者	時間以上
全身性障害者研修課程	介護福祉士、実務者研修修了者又は修了予定者、居宅介護従業者養成研修修了者又は修了予定者及び介護保険上の訪問介護員又は訪問介護員養成研修修了予定者及び介護職員初任者研修修了者又は修了予定者	10
知的障害者研修課程	介護福祉士、実務者研修修了者又は修了予定者、居宅介護従業者養成研修修了者又は修了予定者及び介護保険上の訪問介護員又は訪問介護員養成研修修了予定者及び介護職員初任者研修修了者又は修了予定者	14

注 この表において「実務者研修」とは、社会福祉及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための6月以上の研修をいう。

4 修了証明書の交付

- (1) この要綱に定める研修の課程を修了した場合、修了証書を交付する。
- (2) 知事は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

5 研修事業の認定

- (1) 本要綱に基づく研修事業としての認定を受けようとする者は、別紙「移動介護従事者養成研修事業認定申請の注意事項」に留意すること。
- (2) 本要綱に基づく研修事業としての認定は、別紙「福岡県移動介護従業者養成研修事業の取扱いについて」により申請し、認定された研修事業は同取扱いにより実施されること。

6 適用関係

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。